

令和6年度専修大学法科大学院入学者選抜試験 出題趣旨
第二期入試 民法

【出題趣旨・採点基準】

配点	120点満点
第一問	各4点の問題が10題であるので、合計40点満点
第二問	小問(1)と小問(2)が各20点で、合計40点満点
第三問	小問(1)と小問(3)が各10点で、小問(2)が20点で、合計40点満点

第一問は、穴埋めの用語ができていれば各4点とする。

第二問

小問(1)は、債権譲渡と物上代位の優劣が問題となった最判平10・1・30の結論と理由が大体できていれば7割で評価し、判例が指摘している理由がしっかり書けていて差押えの趣旨である第三債務者保護説が理解できていれば8割以上で評価する。

小問(2)は、使用者から被用者に対する求償権を制限した最判昭51・7・8と、被用者から使用者への逆求償について判断した最判令2・2・28の判例の結論が書けていて簡単な理由が述べられていれば7割で評価し、根拠である信義則、それぞれで考慮する事情、使用者が第三者の被った損害を賠償した場合と被用者が第三者の被った損害を賠償した場合とのバランス、損害の公平な分担、報償責任や危険責任といった使用者責任の趣旨をあげて丁寧に論じられていれば8割以上で評価する。

第三問

〔設問①〕は、種類債権の特定で取立債務の特定には、①目的物の分離と②債権者に対する通知が必要で、本問では種類債権の特定が生じているとして論じられていれば6割評価、善管注意義務、民法412条の2第1項、民法415条1項、民法536条1項、民法542条1項1号を論じていれば8割以上で評価し、やや不十分であれば7割評価とする。

〔設問②〕は、種類債権の特定で持参債務の特定には現実の提供が必要で種本問では類債権の特定が生じているとして、さらに受領遅滞が論じられていれば6割評価、受領遅滞の法的性質、民法413条1項の自己の財産におけるのと同じの注意義務、民法413条2項の増加費用、民法413条の2第2項、民法536条2項、民法543条、民法567条2項を論じていれば8割以上で評価し、やや不十分であれば7割評価とする。